

## 釜石市空き店舗対策事業補助金に係る Q&A

Q1：空き店舗等の要件を教えてください。

A1：前の入居者が退去した後1か月を過ぎても入居者が決まらない店舗施設（事務所等も含みます。）で、一軒家やビルの一室等の形態は問いません。ただし、公共施設に入居する場合は対象となりません。

なお、空き店舗等であったことの証明は、当該空き店舗等の所有者が発行する文書によるものとします。（様式例は別途示します。）

Q2：店舗兼用住宅は、対象となりますか。

A2：次の要件を満たす場合は対象となります。

- ・店舗等専用の出入口があること、又は改装により店舗等専用の出入口を新たに設けること。
- ・店舗等部分と住居部分を明確に区分することができること。

Q3：空き家を購入又は賃借する場合は、対象となりますか。

A3：当該空き家が本事業における空き店舗等の定義に当てはまり、それを改装により店舗等として新たな事業を行う場合には、対象となります。

Q4：市内で店舗を移転する場合は、対象となりますか。

A4：現在の店舗等での営業を継続しながら、新たに市内の空き店舗等を活用した事業を行うことを要件としているため、単なる市内での移転は対象となりません。

（やむを得ない事情により移転する場合は、ご相談ください。）

Q5：補助対象経費とは具体的にはどの経費が該当しますか。

A5：店舗の改装や改修に係る以下の経費が該当します。

- ・内装工事費
- ・外装工事費
- ・空調設備工事費（建物に備え付けのエアコンを含む）
- ・給排水設備工事費
- ・サイン工事費
- ・電気・照明設備工事費
- ・建物と一体となって機能する設備の設置に要する経費  
（固定式の商品陳列棚、飾り棚、カウンター、店舗看板など、改装工事により建物に固定されるもの。）

なお、以下の経費は対象となりません。

- ・ 工具、器具、備品（建物から分離しても使用可能なもの）
- ・ 設計費、ロゴなどのデザインに係る経費
- ・ 設備の点検、検査等に係る費用
- ・ 解体工事に関するもの
- ・ 消費税及び地方消費税

Q6：自身で改装工事を行う場合は、対象となりますか。

A6：対象となりません。

Q7：空き店舗等の面積とは、具体的にはどの部分の面積を指しますか。

A7：対象物件のうち、事業の用に直接供される部分の床面積を指します。

なお、床面積は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の用語によることとし、建築物の各階又はその一部で壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積とします。（建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 3 号）

Q8：事業開始後に遡及して交付申請を行うことは可能ですか。

A8：遡及しての申請は認められません。

Q9：店舗改装に係る費用の見積書は、総額だけが分かればよいですか。

A9：どのような工事をするのか内訳が記載してあるものがが必要です。補助金の交付対象となる工事であることを確認しますので、「工事一式〇〇円」などの総額のものではなく、具体的な工事内容が記載されたものを提出してください。

Q10：現場写真はどのようなものを提出すればよいですか。

A10：交付申請時には、改装工事を行う箇所が分かる店舗の内部及び外部の写真を提出してください。

また、補助金請求時には、改装工事が申請どおりに施工されたかどうかを確認しますので、工事施工箇所及び完了状態が分かる店舗の内部及び外部の写真を提出してください。

Q11：添付書類のうち「市税に係る納税証明書」とは、どこまで必要ですか。

A11：課税のあるすべての釜石市税について提出が必要です。

Q12：空き店舗を活用した事業を 2 年以上継続して実施することが条件とされて

いますが、事業の継続はどのように確認しますか。

A12：補助金の交付決定日から2年間は、毎年、事業の決算期等に合わせて、決算書や確定申告書等の提出により、事業実施状況の報告を求めます。また、必要に応じて、商工会議所等による経営指導を受けていただく場合があります。

Q13：補助金交付後に、事業内容を変更する場合、必要な手続はありますか。

A13：事業内容の変更又は事業を中止若しくは廃止する場合は、事前に市商工観光課までご連絡ください。

また、本補助事業により取得した財産を処分（補助金の交付目的に反する使用、譲渡、交換、貸付、担保に供する処分、廃棄等をいいます。）しようとする場合も、事前にご連絡ください。

Q14：補助金を返還しなければならないことがありますか。

A14：申請内容に偽りがあった場合、釜石市補助金交付規則、釜石市補助金交付要領又は釜石市空き店舗対策事業補助金交付要綱に違反した場合、補助金の交付の決定に付した条件に違反した場合等で補助金の交付の決定の全部又は一部が取り消された場合には、補助金の返還が生じます。

また、財産の処分を行う場合は、補助金の全部又は一部に相当する金額を返還していただくことがあります。